

《特集3》 変更届出書提出の際の 注意点について

1

2 注意すべき届出事項について

下記の事項についても変更届を提出する必要があります

- 法人の代表者に関する事項
～人の変更、住所の変更、職名の変更
- 事業所の管理者に関する事項
～人の変更、住所の変更、兼務状況の変更
- 食費、娯楽費等の料金の変更
※介護報酬等一律に変更される料金については、届出不要ですが、適切に資料の修正を行ってください
⇒料金の変更は事前相談が必要な事項です！

3

変更届出書記載の注意点について

様式第5号 (第3条関係)
 指定地域密着型サービス事業者
 指定地域介護支援事業者
 指定地域密着型介護予防サービス事業者 変更届出書

(宛先) 知多北部広域連合長

所在地
 事業者 名称
 代表者 氏名

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届出ます。

指定内容を変更した事業所(施設)	名称	所在地
事業の種類		
変更があった事項	変更の内容	
1 事業所・施設の名称	(変更前)	
2 事業所・施設の所在地	8 管理者 ○ ○ ○ ○	
3 事業者の名称		
4 主たる事業所の所在地		
5 代表者の氏名、生年月日、住所及び電話番号		
6 指定申請書類に記載の名称 (当該事業所に係るものに限る。)		
7 事業所・施設の名称の略称、略称の略称		
8 事業所・施設の管理担当者の氏名、生年月日及び住所	(変更前)	
9 施設の種類	8 管理者 △ △ △ △	
10 指定申請書類(申請書・協力申請書の略称)		
11 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護予防施設、療養介護施設、生活介護施設		
12 介護支援専門員の氏名及び住所の略称等		
13 身体障害者、身体障害者の看護職員等		
14 介護施設の建設費		
その他		

備考

変更があった事項に○

重説の変更は15

変更が書ききれなければ「別紙のとおり」

4

付表

- 地域密着型サービスと総合事業とでは様式が異なります
- 令和3年2月から、様式を改定しますので、最新の様式で提出してください
(知多北部広域連合HPに掲載済)

付表9 地域密着型通所介護事業所の指定に係る記載事項

フリガナ				
名称				
所在地				
連絡先	電話番号	FAX番号		
	Email			
フリガナ				
氏名			住所	
生年月日				
当該通所介護事業所で業務する他の職種(業務の場合のみ記入)				
同一敷地内の他の事業所又は施設(業務する職種の種別のみ記入)	名称			
業務する職種の種別(業務種別)				
〇人員に関する基準の達成に必要な事項				
従業員の種類・員数	生活相談員	管理職員	介護職員	運転記録保持職員
	専任	兼務	専任	兼務
	専任	兼務	専任	兼務
常勤(人)				
非常勤(人)				
〇設備に関する基準の達成に必要な事項				
事業所及び運転記録保持者の合計乗車	㎡			
〇その他の事項				
利用定員	人			
営業日	□月 □火 □水 □木 □金 □土 □日 □祭日			
休日	□土 □日 □祭日 □その他()			
サービス提供時間	～			
〇人員に関する基準の達成に必要な事項				
従業員の種類・員数	生活相談員	管理職員	介護職員	運転記録保持職員
	専任	兼務	専任	兼務
	専任	兼務	専任	兼務
常勤(人)				
非常勤(人)				
〇設備に関する基準の達成に必要な事項				
事業所及び運転記録保持者の合計乗車	㎡			
〇その他の事項				
利用定員	人			
営業日	□月 □火 □水 □木 □金 □土 □日 □祭日			
休日	□土 □日 □祭日 □その他()			
サービス提供時間	～			
通車の業務地域	□東海市 □大高市 □知多市 □東浦町 □その他()			
送付書類	別添のとおり			

7

新旧対照表について 指摘する例

本文と文面が違う！

新旧対照表では「介護職員6名（常勤で専ら介護業務に従事する者2名、非常勤で専ら介護業務に従事する者4名）」ですが、本文は「介護職員6名（常勤専従2名、非常勤専従4名）」

(参考様式10)

〇〇〇〇 新旧対照表

新	旧
(職員の職種、員数及び職務の内容)	(職員の職種、員数及び職務の内容)
第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。	第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
(2) 従業者	(2) 従業者
介護職員 6名(常勤で専ら介護業務に従事する者2名、非常勤で専ら介護業務に従事する者4名)	介護職員 6名(常勤で専ら介護業務に従事する者2名、非常勤で専ら介護業務に従事する者4名)

≠

地域密着型通所介護

〇〇デイサービスセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 〇〇法人〇〇が開設する〇〇デイサービスセンター(以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

(略)

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤専従)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 従業者

生活相談員 2名(常勤専従2名)

看護職員 3名(常勤専従2名、非常勤専従1名、機能訓練指導員と兼務)

介護職員 6名(常勤専従2名、非常勤専従4名)

機能訓練指導員 1名(非常勤専従1名、看護職員と兼務)

従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たる。

8

重要事項説明書 ～利用料金について

- 令和元年10月に改定された単位数が反映されていない重要事項説明書が散見
総合事業に係る単位数については「知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則」の別表(第7条関係)を参照してください
※単位数の変更に伴う運営規程や重要事項説明書の変更は知多北部広域連合への届出は不要です
- 介護保険適用外の食費や娯楽費等の料金改定を行う場合は、知多北部広域連合への事前協議と変更の届出が必要です

9

重要事項説明書 ～市町の苦情相談窓口

- 知多北部広域連合と管内市町の介護保険担当部署はこちらです

- 知多北部広域連合事業課給付係（052-689-2263）
- 東海市高齢者支援課（052-689-1600）

※東海市高齢者支援課は東海市役所庁舎ではなく、しあわせ村内です

- 大府市高齢障がい支援課（0562-45-6289）
- 知多市長寿課（0562-36-2652）
- 東浦町ふくし課（0562-83-3111）

※東浦町について「福祉課」と漢字表記となっている重要事項説明書が散見

10

変更届の様式について

- 令和3年（2021年）2月1日からと3月1日（予定）から二段階で変更届の様式を変更します

- ① 2月1日～：変更届出書（押印が必要な書類）以外の様式の変更
- ② 3月1日（予定）～：押印が必要な書類の変更

ホームページ掲載の新様式を使って届出を作成

- 変更届の提出は、原則メール提出です